

## 申 入 書

(アベノマスク契約過程文書情報公開訴訟・令和7年6月5日大阪地裁判決の確定を受けて)

2025（令和7）年6月20日

内閣総理大臣 石破 茂 殿  
厚生労働大臣 福岡 資麿 殿  
文部科学大臣 あべ 俊子 殿

原 告 上 脇 博 之  
原告代理人 弁護士 徳 井 義 幸  
                  弁護士 長 野 真一郎  
                  弁護士 坂 本 団  
                  弁護士 谷 真 介  
                  弁護士 高須賀 彦 人

(連絡先)

〒530-0047

大阪市北区西天満 5-16-3 西天満ファイブビル 4 階  
北大阪総合法律事務所

TEL : 06-6365-1132 FAX : 06-6365-1256

弁護士 徳 井 義 幸

弁護士 谷 真 介



前略

2020（令和2）年3月以降、安倍政権下で500億円以上もの国民の税金が支出され進められたいわゆる「アベノマスク」の調達をめぐる契約過程文書の情報公開訴訟（大阪地裁令和3年（行ウ）第15号ほか）について、2025（令和7）年6月5日、大阪地方裁判所（徳地淳裁判長）は、厚労省・文科省がした文書「不存在」を理由とする不開示決定について、その対象文書のほとんどについて違法として取り消し、さらに原告に対する損害賠償（国家賠償）を命じました。

この大阪地裁判決について、国は控訴を断念し、本日、判決が確定しました。

同判決は、国がこれまで「作成・保有していない」と強弁していた、①マスク購入に関し業者の交渉等の経過について記録として残した文書（報告書やメール等）、②業者との打合せ記録、③興和(株)に対し契約不適合責任免除特約を付した経緯記載文書、

④興和(株)との大幅値下げに関する経緯記載文書、⑤マスク回収に関する経緯記載文書、⑥調達業者と送受信したメール及びその添付文書等について、これらを一通も作成・取得しておらず、また本件各決定時に一通も保存していなかったとは考えられないとし、各不開示決定を取り消しました。

また判決は、本件情報公開請求への対応にあたり、そもそも厚労省・文科省は、情報公開の対象となる1年未満文書（内部の報告書やメール等）を一律に探索や開示の対象としていなかったと断じました。

さらに、本訴訟中の「再探索」で一部の文書・メールが発見された後、国が情報公開請求対象文書について限定的に解釈していたとの主張を行ったことについては、判決は、「再探索」後に国が開示決定の打直しをするか迫られたため、同解釈を事後的に考え出して主張するに至ったと考えざるをえないとまで断定し、国が本訴訟において事実と反する主張を意図的に行ったことを厳しく指弾しました。その上で、判決は、このような公文書管理法や情報公開法を無視した違法な対応につき、国賠法上の違法まで認定し、原告への損害賠償を命じました。

国は、同判決の判断を不服として控訴することはせず、これを受け入れ、本日、同判決は確定しました。

上記は本件一事案に留まる問題ではなく、国民の税金の使途に関し公文書を作成・保存することで透明性を確保し、行政の意思決定過程を国民が検証するという、民主主義国家の根幹に関わる重大な問題です。国が訴訟において事実と反する主張を意図的に行ったと判断されたことは言語道断であり、極めて重大な問題です。

今回、司法判断で国の違法行為が断罪され、国がその判断を受け入れたことは、今後公文書管理や情報公開、また裁判での対応においてこのような違法・不法な対応を無くすべき義務を負うことを認めたもので極めて重大であり、私たち原告と弁護団は政府に対し、下記のとおり申し入れます。

## 記

### 1 判決内容の完全な履行と探索過程の原告への説明、関連文書の即時全面公開

本判決の趣旨に則り、不開示決定が取り消されたアベノマスクの契約過程に関する一切の文書について、国は速やかに隅々まで探索をした上で、黒塗りなどのない完全な形でこれを開示すること。

その探索過程については、いつ、誰が、どの部署の、どの媒体（サーバー、個人PC、共有フォルダ等）をいかなる方法で探索したのか、原告に対し、各対象文書ごとに具体的かつ詳細な説明を行うこと。

## 2 作成・取得・保有しないはずがない公文書を「不存在」とした経緯や訴訟において事実と反する主張を意図的に行ったことに関する徹底的な調査と責任の明確化

一通も作成・取得しなかったはずがなく、情報公開請求時に保存されていなかったはずがない本件各対象文書について、本件情報公開請求に対し、なぜ探索自体がなされず、「不存在」という事実と反する説明がなされたのか、「再探索」後になぜ開示決定を打ち直さず訴訟で事実と反する主張を意図的に行ったのかを検証し、その経緯と責任の所在を明らかにすること。かかる調査については、各省内部によるだけでなく、公正な第三者の目を入れるなど公正性を担保した上で実施し、結果の全てを国民に公表すること。

## 3 公文書管理制度の抜本的な改革と再発防止策の策定

二度と本件のような事態が繰り返されぬよう、公文書管理法や情報公開法の実効性を高めるための具体的な制度改正を行うこと。

特に「アベノマスク事業」のような重要な政策決定過程に関する経緯について事後的に検証を可能とするため、その経緯文書の作成や保存、情報公開請求への適切な対応について、実効性ある再発防止策を策定し、国民に提示すること。

とりわけ、1年未満文書であっても情報公開請求の対象であること、情報公開請求がなされた場合にはこれを破棄せず確実に保存することについて、通達等で周知するとともに、全省庁での研修を実施すること。

## 4 国民に対する謝罪とアベノマスク事業の調査・検証

司法によって各不開示決定が違法として取り消され、その過程での職員の行為について国賠法上の違法まで認められたことを真摯に受け止め、国民の信頼を著しく損なったことにつき、政府として公式に謝罪すること。その上で、本件の情報公開の問題点のみならず、そもそも500億円以上の国民の税金が支出されたアベノマスク事業全体の意思決定過程、業者選定や契約内容の妥当性、その効果について改めて網羅的な調査・検証を行い、その全容を国民に対し説明すること。

貴庁らにおかれましては、上記各申入れ事項について、本書到達後2週間以内に上記連絡先まで文書にて回答することを求めます。面談にて説明をされる場合は、上記連絡先（窓口担当：弁護士谷真介）までご連絡ください。

なお、同判決において命じられた国家賠償については、上記回答・説明を受けた後、支払いを受けることとします。

草々